

令和4年12月9日		
資料提供		
担当課	技術調査課	林業振興課
担当	藪内、仲	井戸、森川
連絡先	073-441-3083	073-441-2964

公共土木工事における木材利用の更なる推進について

県では、木材の利用をより一層推進するため、県が発注する公共土木工事において重点的に木材利用を推進する工種・工法等とその採用基準を定めるとともに、木製防護柵(ガードレール)を原則使用するエリアを設定するなど積極的な木材利用に努めてきたところです。

今般、更なる木材利用推進のため、木製防護柵(ガードレール)を原則使用する箇所[※]において、転落防止柵についても新設もしくは更新の際に木製を採用し整備していくこととしました。

また、これまで環境保全上配慮すべき地域に限定していた丸太積流路工や木製沈床工、木製残存型枠について、施工可能な条件では地域を限定せず原則木製工法を採用することとし、より一層の木材利用を図っていきます。



木製防護柵(ガードレール)



木製転落防止柵



丸太積流路工



木製沈床工



木製残存型枠

※木製防護柵工を原則使用する箇所

- 1) 国立・国定公園及び特定景観形成地域内等の道路
- 2) 観光スポットが集中しているエリア内の道路
- 3) 点在する観光スポット等(神社・仏閣・道の駅等)近辺の道路
- 4) 観光スポットが集中しているエリアまでのアクセス道路

詳細は、公共土木工事における木材利用マニュアル(令和4年12月改定)を参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/mokuzai/index.html>